旧三公社及び農林共済の厚年統合時における「職域部分」の取扱い

		鉄道共済（JR 共済）	たばこ産業共済（JT 共済）	電電共済（NTT 共済）	農林漁業団体職員共済
民営化		昭和 62 年 4 月		昭和 60 年 4 月	
統合		平成 9 年 4 月			平成 14 年 4 月
既裁定者分		統合時には不設計（▲） ※統合前に全体のｽﾗｲﾄﾞ停止で圧縮済み 昭和 60 年国共済法改正により、改正法施行日以降の裁定者については、過去期間も含めて職域部分を設計せず。また、旧年金については、昭和 59 年から年金支給額全体のｽﾗｲﾄﾞを停止し、62 年までに給付額を 100/110 に圧縮済み。 ⇒統合時には既に職域部分なし。	存続(統合の 7 年前からｽﾗｲﾄﾞは停止)（△） 平成元年国共済法改正により、職域部分（10／110）のスライドを停止し、名目額を固定(→実質価値は減少)。(※改正法施行日以降の退職者については、職域部分は不設計) 【財源】原則として、移換後（移換金には会社負担有り）の残余積立金と運用益等 【支給】存続組合が費用を社保庁に納付し，社保庁が支給。	存続（○） 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益等 【支給】指定基金（NTT 厚生年金基金）が費用を社保庁に納付し，社保庁が支給。	存続（スライドは停止）（△） 特例年金（職域年金）のスライドを停止し、名目額を固定(→実質価値は減少)。 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益、及び会社負担等 【支給】存続組合が支給。
新規裁定者分	（過去期間）	統合時には不設計（×） 昭和 60 年国共済法改正により、改正法施行日以降の裁定者については、過去期間も含めて職域部分を設計せず。	統合の 7 年前に廃止（×） 平成元年国共済法改正により、改正法施行日以降の退職者については、原則として、過去期間も含めて職域部分を設計せず。(※共済の経過措置として一部に支給される者有り)	厚生年金基金として存続（○） 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益等 【支給】指定基金(NTT 厚生年金基金)が企業年金（旧職域部分相当）として支給。(※将来期間分と併せて個人口座へ)	存続（スライドは停止）（△） 特例年金（職域年金）のスライドを停止し、名目額を固定(→実質価値は減少)。 【財源】原則として、移換後の残余積立金と運用益、及び会社負担等 【支給】存続組合が支給。
	（将来期間）	職域部分を不設計（×）	職域部分を不設計（×）	厚生年金基金を設立（○） 【財源】保険料（労使折半） 【支給】指定基金(NTT 厚生年金基金)が企業年金（旧職域部分相当）として支給。	職域部分を不設計（×）